

KSKR

移動・送迎支援活動ニュース



《報告：2019移動送迎支援活動セミナー in 関西》

地域のニーズに合わせて 移動・外出支援の広がりを！

国土交通省が「急速な高齢化と少子化の進展により、移動制約者や交通空白地の地域住民の輸送の確保が喫緊の社会的課題」と位置づけ、改正道路運送法（2006年）に自家用有償運送が「登録」制度として創設されて13年が経過しました。

現在、生活の場における移動・外出支援は、自家用有償運送、登録を要しない輸送、また福祉行政の生活支援サービスDの活用など、地域の特性に合った取組みとして広がりを見せ始めています。時あたかも国交省は「高齢者の移動手段の確保に関する検討会“中間とりまとめ（2017年）”」を受け、通達（2018年3月）で「地方運輸局等を通じ、地方公共団体等に対して、さらなる周知徹底を図る」としました。

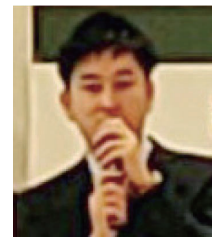
本「セミナー in 関西」の概要を報告することで、全国で取り組まれている、あるいは取り組もうとされているみな様への、なにかしらの問題提起になれば幸いです。【報告文：文責は事務局】

(1) 基調講演：「自家用有償運送・登録を要しない輸送等の諸法令のポイント」（国土交通省 近畿運輸局 自動車交通部 旅客第二課：大塚洵也氏）

■「中間とりまとめ」の6項目の概要

1. 公共交通機関の活用（タクシーの相乗り促進等）、2. 貨客混載等の促進、3. 自家用有償運送の活用（市町村が主体となる自家用有償運送の活用の円滑化等）、4. 登録を要しない輸送（NPOによる自治体車両の活用、輸送の対価に当たらない支援の例示等）、5. 福祉行政との連携（介護保険制度の移動支援サービスの明確化・普及拡大等）、6. 地

域の取組みに対する支援（地方運輸局の取組み強化、制度・手続等の周知徹底、地域主体の取組みの推進）が、高齢者の移動手段の選択肢を増やすという視点から、実施期日を明示した形で施策が提言されました。



また地域公共交通会議、及び運営協議会の協議が円滑かつ適切に実施されるために、地方公共団体が地域のニーズを明らかにし、交通政策部局と福祉部局との連携のもと、移動制約者も加えて現場の実状を把握し、関係者が役割を認識して会議に参画するようにと、ガイドラインに追記されています。

そして「路線運行」から「区域運行」が可能になったり、持ち込み車両もNPOだけでなく市町村主体でも持ち込み車両の利用が可能となったりしたことで、活用の円滑化が図られた事例や、「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針（2017年）」の改正により、市町村運営有償運送（兵庫県福崎



町)において大学保有のバスをコミュニティバスに有効活用した事例も紹介されました。

■道路運送法「登録を要しない輸送」について

従来の「燃料代、道路通行料、駐車代」以外は収受しないという適用範囲から、自治体からの車両の貸与を受けたサービス提供や、自発的で任意の謝礼(アプリ等での仲介サービスは除く)は可能であることが、改めて明確化されました。

■「訪問型サービスD」の取り扱いについて

2015年の介護保険制度改正にともない介護予防・日常生活支援総合事業に基づいて実施される「訪問型サービスD(移動支援・移送前後の生活支援)」について、移動支援の普及・拡大を促進していくことを明確化しています。例としては通院等における送迎前後の付添支援(通院ついでのご買物等の送迎)も可であり、通所型サービスBや一般介護予防事業の通いの場(サロン等)への送迎を、別主体で実施する(移動支援)場合などがあります。

道路運送法の登録を要しない互助による輸送サービス、そして介護保険制度による移動支援への補助を活用する輸送等の交通分野と福祉分野が連携したサービス、それぞれの円滑化を図るため、関係する制度を整理したパンフレットによる情報提供も実施されています。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000077.html

(2) 基調報告:「地域の“移動・外出手段”確保の現状と課題」(NPO法人 全国移動サービスネットワーク:遠藤準司氏)

検討会の“中間とりまとめ”を受けて、大阪にも昨年(2018年)11月に本省から係長が来られ、行政やNPO向けの上記「6項目」の概要説明会が開催されました。私たちは登録を要しない輸送も広げていこうとしており、「運転ボランティアの役割」「コーディネーターの役割」など運行管理の研修が大切だと考えています。また担い手の発掘にもつながる運転者講習も大切な取り組みです。輸送の安全と利用者保護の保険ですが、「利用者は運転者から見て“第三者”にあたり、対人



賠償保険の対象」になります(「MOVERE 2017年11月」にて特集)。

自家用有償運送の活用の円滑化に関しては、市町村が主体となる場合は「路線運行」だけでしたが「区域運行」も可能となり、受託した企業やボランティアの持ち込み車両の使用も可能になったことは、画期的だと思っています。そこで市町村運営有償運送と地域住民の持ち込み車両の“合わせ技”や、交通分野と福祉分野の横断的な連携、住民主体の活動が交通計画に戦略的に位置付けられるかどうか問われているのです。

国交省は公共交通の担い手不足が重くのしかかり、法律の枠外である許可・登録不要の移動支援を明確化し始めており、厚生労働省は将来の介護保険財源・担い手不足に備えて、生活支援(移動支援)は住民主体(元気ますます高齢者)に移行(地域包括ケアシステム)しようとしています。

ますます全国規模で、住民主体・助け合いでの移動支援の模索が活発化しているのです。みんなで創造力を発揮していく時期だと痛感しているところです。

(3) 地域からの報告:

①「太子町の取組み～地域づくりからの支え合い～【許可・登録を要しない移動支援+訪問型サービスD(生活支援一体型)】」(大阪府太子町社会福祉協議会 貝長誉之)

太子町は人口:13,446人、高齢化率:27.98%というまちです。地域づくりの“支え合い勉強会”で、住民の側から「移動手段・巡回バス」「集いの場・交流サロン」「買い物支援」「隣近所の活性化」のテーマが挙がり、協議会「SASAE愛太子」を立ち上げています。「移動・外出支援円卓会議」で具体の検討に入り、モデル事業を経て「訪問型サービスD」での支援を、行政から導き出してきました。形態は許可・登録を要しない移動支援としてですが、担い手は4つの団体で、国交省認定運転協力者講習会を実施し20名が修了しております。



②「くつき外出サポート隊【住民主体の移動支援】」(滋賀県高島市社会福祉協議会 宮田早苗さん)

高島市朽木は、人口:48,930人(1,746人)、高齢化率:34.8%(43.59%)で、地区ボランティアセンターに入った複数の相談がきっかけで福祉有償運送の登録申請をするも、「該当せず」との判断をされた苦い経験もしています。困りはてて福祉

目次

- 報告:2019 移動送迎支援活動セミナー…… 1
- 《国交省認定講習》運転協力者講習会…… 4
- 国交省通達「第212号2018.12.28」…… 6
- 報道資料:東京交通新聞2019.2.18…… 7
- 2019年度 会費納入のお願い…… 10

関係団体や市の各機関にも話を
持込み、勉強会（全国移動ネッ
ト・遠藤さん）も開催しました。
全戸配布で「くつき外出サポ
ート隊」発足（2017年6月）と
「運転手講習」を呼びかけ、現在
は、運転手：14名、利用会員：8名、賛助会員：
4名+1団体で取組まれています。今後の課題は、
朽木地域内全区域への送迎、朽木地域外への送迎、
それと会員を増やしていくことです。



③「移動支援型訪問サービス～おのりんカー～の 取組みについて【許可・登録を要しない移動支援 +訪問型サービスD（生活支援一体型）】」（兵庫県 小野市社会福祉協議会 窄口真吾）

小野市は人口：48,723人、高
齢化率：27.4%ですが、地区に
よれば43.7%のところもありま
す。取組みのきっかけはニーズ
調査の住民の声であり、市の福
祉部局・交通部局と社協の協議
により、研修会にも参加。その後、ボランティア
養成講座、運転者講習会を経て、介護ファミリ
ーサポート+訪問型サービスDの移動支援型訪問
サービス「おのりんカー」をスタートさせました。
介護ファミリーサポートとして、また第1層「よ
りそい協議会」を運営協議会として、調整事務ボ
ランティア、運転ボランティア10名により、マ
イカーを使って通院送迎のお手伝いをしています。
現在、送迎範囲の拡大に向けての協議をおこなっ
ているところです。



④「実践報告 大阪府茨木市の取組み【自家用有償 運送（福祉有償運送）】」（社会福祉法人ぽぽんがぽ ん 六條友聡氏）

身体障害者福祉協会として茨
木市総合交通戦略会議、バリア
フリー基本構想協議会の委員で
もあり、福祉有償運送運営協議
会の委員でもあります。大阪府
では7つの運営協議会があり、
茨木市は北摂ブロックですが、広域ブロックが故
に“地域の実情”に応じた協議になりにくい現状
があります。ともすれば足元の要介護者、身体障
がい者などの移動制約者の増加、公共交通機関が
行う移動制約者の輸送状況などの現状の課題から
遊離しがちな状況があります。

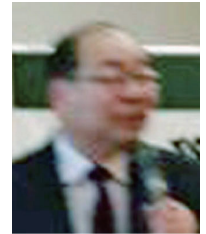


一方、茨木市総合交通戦略会議では「福祉交通
の充実（福祉タクシー、福祉有償運送、市町村福

祉輸送、病院・高齢者施設による送迎サービスなど）
を促進していく」と明記されており、登録、登録
不要に関わらず自家用有償運送の役割が、ますま
す増えてきていると実感しているところです。

⑤「おでかけ支援の会【住民主体の移動支援】」（大 阪市生野区異地区お出かけ支援の会 山野寿一氏）

生野区は高齢者率が32%で、
交通空白地の解消のための赤バ
ス（コミュニティバス：2002～
13年）が生活道路を走り、公共
施設や病院などへの交通手段と
なってきました。しかし赤バス
廃止後は外出手段が不十分で、地域行事への参加
者も減っていました。区役所からは福祉有償運送
を紹介され、運転者講習会も実施（2014～18年）
されてきました。さらに私たちは地元の異地域で
の運転者講習会を実施し、10名の運転協力者を得
ながら「おでかけ支援の会」を誕生させました。
現在は、食事サービスのみの送迎の実施中ですが、
福祉有償運送の送迎、ボランティア送迎の外支
援などで“何ができて、何ができないか”と、法
律の壁について模索中です。



(4) 質疑応答～まとめ：

参加者からの質問を遠藤氏の方で整理して答え
られた後、柿久保浩次氏（関西STS連絡会）、そ
して三星昭宏氏（近畿大学名誉教授）からの「セ
ミナーのまとめ」が行われました。

三星氏は、河崎民子さん（全
国移動ネット・副理事長）と共
に「高齢者の移動手段の確保に
関する検討会」に委員として参
加。“中間とりまとめ”（国交省
2017年）の6つのポイントの中
で、「3. 自家用有償運送の活用」の本文に「公共
交通機関では対応できない場合には、高齢者の移
動手段として、自家用有償運送の活用を推進して
いく必要がある」と明言していると指摘。国交省は、
今まで道路運送法下で“許認可”に近い仕組みで
取組んできたが、“計画（推進）行政”に転換し始
めていることとしました。一方の「4. 登録を要し
ない輸送」については、「地域における助け合いも
今後重要性が増すものと考えられる」としました。
まだまだ限界があるが、自家用有償運送の取組み
としては大きく一歩を踏み出したと強調されまし
た。そして「制度・手続等の周知徹底」も挙げて
いますので、これを現場で活用していただきたい
と、まとめられました。



国土交通省
認定講習

移動・送迎サービス 運転協力者講習会

福祉有償運送運転者及びセダン等運転者「運転協力者講習会」

私たちが取り組んでいる福祉有償運送(移動送迎支援活動)は、非営利法人であれば改正「道路運送法79条」(2006年10月1日施行)に登録すれば可能となっています。

□ 改正「道路運送法」では、「**運転者の要件**」として「国土交通大臣認定の講習修了者」という要件が新設され、講習内容も**最低470分(セダン車等研修を含む)**が規定されています。□

「道路運送法」改正の目的は、「**過疎地の生活交通や要介護者・身体障害者等の移動制約者の移動を確保**」(国土交通省)とされているものの、手続きの煩雑さゆえに各地ではやむなく撤収する団体も出ている状況です。

私たちは「福祉有償運送運転者及びセダン等運転者講習」として国交省認定(2006年12月1日)を済ませ、活動継続への支援と、**移動送迎支援活動**のすそ野を広げる努力を行っているところです。この機会に受講いただき、それぞれの地域で取り組みを継続・拡大されるようお願いいたします。

※二日間のカリキュラム全てに出席された方には、**運転協力者講習の「修了証」**を発行いたします。



📅 日 時: ① 5月20日(月)～21日(火) ② 6月17日(月)～18日(火)
③ 7月22日(月)～23日(火) ④ 8月19日(月)～20日(火)

いずれも 10:00～17:00 (9:40～開場・受付)

📍 会 場: 「KS プラザ」3階 研修室 (NPO法人 日常生活支援ネットワークの裏)
大阪市浪速区敷津東3丁目5番15号【チラシ裏面:地図参照】

👤 定 員: 20名程度 (定員になり次第締め切らせていただきます【先着順】)

📄 参加費用: 8,500円/名 (関西STS連絡会非加入団体は15,000円/名)

※いずれもテキスト代が別途1,000円必要となります。

※**運転適性診断**を希望される方は1,500円で実施します。
(当日受付でお支払ください。)

🏠 主 催: NPO法人 移動送迎支援活動情報センター

🏠 共 催: 関西STS連絡会

【申込み・問合せ先】

NPO法人 移動送迎支援活動情報センター

(担当 えのきぞの、いらはら)

TEL:06-4396-9189 FAX:06-4396-9189

(お申し込みは別紙FAX用紙にて受け付けています)



福祉有償運送運転者及びセダン等運転者講習会

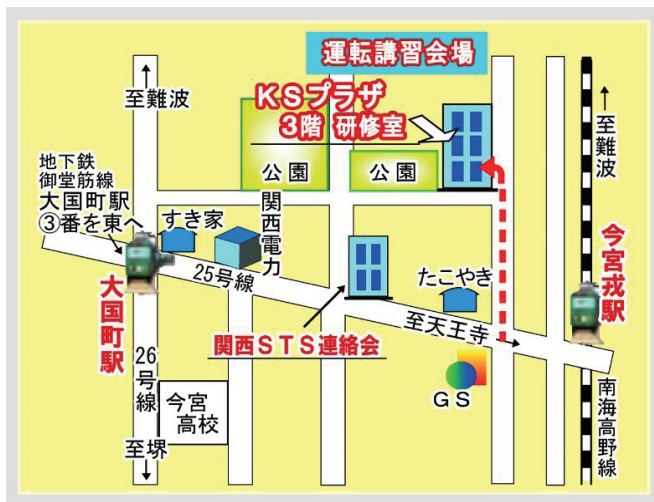
講習内容(第1日目)

- 10:00 第1章 運転協力者研修の目的と研修の進め方
- 10:30 第2章 移動・送迎サービスとは
- 11:00 第3章 移動・送迎サービスの利用者を理解する
- 12:00 昼休憩
- 13:00 第4章 利用者の心理と接遇
- 14:00 第5章 必要とされる介助と活動の様子
ガイドヘルプ及び車イス体験・介助実習
- 16:00 第10章 セダン車等運転研修(座学)
- 17:00 終了 (17:00～ 適性診断)

講習内容(第2日目)

- 10:00 第6章 移動・送迎サービスに必要な心構えとマナー
- 11:00 第7章 福祉車両について
- 12:00 昼休憩
- 13:00 第8章 移動・送迎サービス関連の交通法を理解する
- 14:00 第9章 福祉車両・セダン車両への乗降及び運転実技
1班: 福祉車両への車イス乗降・運転実技
2班: セダン車両へ乗降・介助実習・車イス実技
- 17:00 修了式

運転適性診断を希望される方は講習終了後に行います(費用は 1,500 円)



地下鉄「大国町」駅・東側、南海線「今宮戎」駅、西側

・作業所内やサービスを提供中の賠償事故に備え

事業者総合賠償責任補償制度

・職員や活動中の支援者の事故に備え

傷害見舞金補償制度

障害者補償制度20余年の実績の

A I U 保険会社

ジェイアイシーウエスト(株)

TEL : 06-6941-5187 FAX : 06-6944-1728
自動車保険等あらゆる保険の事はご相談ください

申し込み用紙

希望日 (○印を)	①5月20日(月)～21日(火) ③7月22日(月)～23日(火)	②6月17日(月)～18日(火) ④8月19日(月)～20日(火)
団体名	<input type="checkbox"/> 運営協議会に届出(予定を含む)の事業者 <input type="checkbox"/> 4条許可の事業者 <input type="checkbox"/> 43条許可の事業者	
団体住所 及び連絡先	〒 _____ 電話番号(_____) FAX 番号(_____)	
参加者氏名等 (ふりがな)	氏名 住所 〒 _____	氏名 住所 〒 _____
	生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 移動送迎支援活動歴 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 1年以下 <input type="checkbox"/> 1年以上	生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 移動送迎支援活動歴 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 1年以下 <input type="checkbox"/> 1年以上
福祉に関する 免許・資格	例: ホームヘルパー2級	
適性診断	要・不要	

定員超過のため参加をお断りせざるを得ない場合のみ、こちらよりご連絡さし上げます。

個人情報保護法に基づき提供された個人情報はその目的以外の用途には利用しません。

FAX.06-4396-9189

【資料】「“地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について”及び“運営協議会に関する国土交通省としての考え方について”の一部改正について」
 (国土交通省通達：国自旅第 212 号 2018.12.28)

2017年の地方からの提案等に関する対応方針（2017年12月26日閣議決定）において、「地域公共交通会議等（地域公共交通会議又は運営協議会（施行規則51条の2）をいう。以下同じ。）における合意については、必ずしも全会一致を意味するものではなく、地域公共交通会議等の設置要綱等に定められた議決方法により決することで、道路運送法上協議が調い、関係者間で合意したことになることを明確化するため、全国の地域公共交通会議等の設置要綱等における議決方法の定めの実態も含め、地方公共団体及び地方運輸局に2018年中に通知する。」等とされたところである。

これを受けて、今般、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（2006年9月15日

付け国自旅第161号）及び「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」（2006年9月15日付け国自旅第145号）について、それぞれ新旧対照表の新欄のとおり改正するので、その趣旨を理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、議決に係る方法はあくまで各会議体の設置要綱において定めるものとされているところであるが、本件対応方針において「設置要綱等における議決方法の定めの実態も含め、地方公共団体及び地方運輸局に2018年中に通知する」とされていることを受け、2017年10月に国土交通省において調査を行ったところ、全国の地域公共交通会議の約8割が多数決による議決方法をとっている状況である。

通達「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」（国自旅第145号）

新	旧
<p>2. 運営協議会の設置及び運営</p> <p>(6)……運営協議会において協議が調った事項に係る軽微な変更（自家用有償旅客運送の登録の有効期間の更新等の運営協議会が軽微と認める変更等）に伴う協議については、運営協議会に(8)に定める幹事会を設置して当該協議を行うことについて委任することや書面による協議を行うことができるものとする。</p> <p>なお、運営協議会が軽微と認める変更事項は、あらかじめ設置要綱に記載することが望ましい。</p> <p>(7)一度運営協議会において合意した事項を内容の変更なく反復継続して行う場合（過去において既に同意されているものを繰り返し実施する夏休みの子ども運賃割引等）には、更なる協議は不要であるが、必要に応じて運営協議会への報告を行うものとする。</p> <p>5. 運営協議会の合意</p> <p>(1) 運営協議会の合意の方法</p> <p>なお、議決に係る方法は、運営協議会に委ねられており、必ずしも全会一致を意味するものではなく、運営協議会の設置要綱に定められた議決方法により決することにより、協議が調ったものとする。</p> <p>(3) 運営協議会において合意を必要とする事項</p> <p>①自家用有償旅客運送の登録、更新登録、変更登録</p> <p>自家用有償旅客運送の登録、更新登録、変更登録については、道路運送法（1951年法律第183号。以下「法」という。）第79条の4第1項第5号及び施行規則第51条の7の規定に基づき、自家用有償旅客運送が必要であることについて、運営協議会において合意することとされている。</p> <p>②旅客から収受する対価</p> <p>旅客から収受する対価については、法第79条の8第2項及び施行規則第15条の15の規定に基づき、運営協議会において合意していることとされている。</p> <p>(別添1)「〇〇市有償運送運営協議会設置要綱（モデル要綱）」（協議会における協議が調った事項に係る軽微な変更事項）</p> <p>第〇条協議会は、次に掲げる変更事項について、軽微なもの認め、当該変更に伴う協議については、第〇条に定める幹事会を設置して当該協議を行うことについて委任することや書面による協議を行うことができる。</p>	<p>2. 運営協議会の設置及び運営</p> <p>(5)……全ての委員からの意見聴取及び賛否の意向の確認を行うこと並びに議事概要の作成及び公表を行うことを条件として、開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決（道路運送法第79条の6第1項に定める有効期間の更新の登録に係るものに限る。）を行うことができるものとする。</p> <p>5. 運営協議会の合意</p> <p>(3) 運営協議会において合意を必要とする事項</p> <p>①当該地域の輸送状況等から、道路運送法（1951年法律第183号。以下「法」という。）第79条の4第1項第5号の規定に基づき、NPO等による自家用有償旅客運送が必要であること</p> <p>②法第79条の6第1項に規定する有効期間の更新の登録を行う場合には、引き続き、当該地域においてNPO等による自家用有償旅客運送が必要であること</p> <p>③法第79条の7第1項に規定する変更登録を行う場合には、その必要性があること</p> <p>④法第79条の8第2項に規定する基準に基づく旅客から収受する対価（変更しようとする場合も同様）</p>

《資料（新聞報道）》

—— 中根裕・全国移動サービスネットワーク理事長に聞く ——

『地域連携で柔軟に外出支援／移動自由の社会目指す』

(2019.2.18 東京交通新聞)

NPO など各地の自家用有償旅客運送関係団体・個人で組織する全国移動サービスネットワークの理事会が9日、東京都内で開かれ、任期満了に伴う役員改選で中根裕理事長（千葉）の6選を内定した。6月の通常総のインタビューに応じ、「移動自由の社会を目指すのが一番の使命。地域が連携し、外出支援に柔軟に取り組みたい」と決意を新たにした。バス・タクシーの活躍に期待を寄せながら、道路運送法の枠外となる「登録不要」（謝礼型助け合い輸送など）の活動も重視する構えを見せた。（聞き手＝仁平英紀編集・取材報道部長）

□ □ □

——理事長在任10年を振り返って。思い出深い出来事や苦労話を聞かせてほしい。

理事長に就任した2009年当時、「ローカルルール」（自家用有償運送運営協議会での上乗せ基準）の問題が真っただ中だった。「道路運送法」の改正で有償運送の登録制度がせつかくできたのに、活用できていなかった。運営協の改善を働きかけていた。降雪の多いところや山間部などの過疎地、交通空白地では、公共交通では到底対応できないことも見えてきていた。

良い出来事としては、各地で仲間がどんどん増えたこと。現在、180の団体・個人の会員がいて、34都道府県をカバーしている。会員団体の下にはさらに個人や団体が連なっている。

——自家用有償運送の役割、責務について。都市と地方の暮らしの足として、自治体・住民、まちづくり、福祉などと、どう連携を取り、地域の課題解決や発展につなげていくか。

有償運送は地域ごとにオーダーメイドの形態だ。バス、タクシーのサービスを強化するエリアがあっていいし、担い手不足や経済負担の面から移動手段を確保できないところには、有償運送をしっかりと根付かせることになる。地域によっていろいろあって当然で、いずれにしてもメイド、作る人が要る。

条例を制定できるなどで自治体がどうしてもキーパーソンになるが、感度良くニーズを把握するだけでなく、具体策・プランを作って実行してくれるか。今、自治体の差が大きい。行政が本気になるかならないかで、地域の姿が変わっていく。アクティブな行政職員が多く出てきて、一緒に行動してほしい。

——バスとタクシーには、どのようなことを期待し、要望するか。

運転、運行のプロなので本当に頑張してほしいと思う。一般利用者の輸送に限らず、福祉・介護分野で活躍してほしい。

最近よく現場で聞くのは、トヨタの「JAPAN タクシーで（JPN TAXI）」の車いす乗降問題。2020年東京五輪・パラリンピックが目前に控えており、人材を育成し、福祉のスキルを高めてほしい。本業の人が前面に出るのはいいことだ。

——「MaaS」（マース、移動サービスの連携・統合）に組み込むべき交通サービスの例として、国土交通省の検討会では自家用有償運送も挙がっている。10年先、20年先を見据えた移動手段のあり方・可能性について、どう思い描いているか。新しい時代にどう臨むか。

われわれの第一のミッションは、移動自由の社会を目指すこと。高齢でも障がいがあっても、誰もが外出できる社会にしたい。人材の不足は今後もっと問題になる。人がいない中で地域づくりをどうするか。バスやタクシーが単独ではあり得ない時代になるだろうし、NPO、自治会、介護のあり方も変わっていく。行政を含め、ステークホルダー（利害関係人）が柔軟に連携し、手を取り合い、長い目で見ながら、目の前の課題を解決することを目指したい。

——「登録不要」の活動も重要に。

登録不要の活動も、地域で生きるための手段として重要になってくる。地域全体でいろいろと変革が出てくるだろう。地域の各組織がネットワークを組み、移動・外出の問題にしっかりと対応できるよう、役割を果たしていきたい。

【略歴】（なかね・ゆたか）千葉県出身、47歳。淑徳大社会福祉学部卒。介護・福祉の専門誌編集長、介護系コンサルタントを経て現在、同県内の生協に勤務。2009年6月、NPO法人全国移動サービスネットワーク（全国移動ネット）理事長。移動支援ネットワークちば理事、市川市福祉有償運送運営協議会会長、柏市有償運送運営協委員など。

【写真】抱負を語る中根理事長。



2019年度 関西STS連絡会・会費納入のお願い

障がい者、高齢者の「誰もが自由に移動できる地域社会を」と、関西各地でさまざまな課題に日夜、取り組んでおられる団体の皆さまにおかれましては、ますますご健勝のことと存じます。

「急速な高齢化と少子化が同時進行し、ドア・ツー・ドアの移動を提供するSTSの普及促進が緊急の政策課題」（国土交通省：2006年）とした改正「道路運送法」も13年目を迎え、以降、2013年「交通政策基本法」施行をはじめ、2014年「改正・地域公共交通活性化・再生法」に基づく“地域公共交通網形成計画”。一方、2015年“介護保険制度”改正と絡めた「新しい総合事業」の「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン（2014年）」に“移動支援”が明記され、国交省は「高齢者の移動手段の確保に関する検討会“中間とりまとめ（2017年）”」を受けて通達（2018年3月）で「地方運輸局等を通じ、地方公共団体等に対して、さらなる周知徹底を図る」としました。

しかしながら国交省調べでも、全国に“不合理と判断されるローカルルール”が142件（2014年3月）も存在すると発表されており、自家用有償運送「登録団体数」（国交省統計）は3,134団体（2018年3月）ですが、2017年度の「登録件数」が「新規：112団体」に対して「抹消（撤収・解散）：113団体」という現状があります。各都道府県統計の“移動制約者総数”は年々増加しており、それぞれの地域の現場での悪戦苦闘の様子が目に浮かびます。

私たち関西STS連絡会は、今後も地域生活と結びついた取り組みをネットワークを通して情報発信しながら、セミナーの開催、調査・研究の取り組み、新たに事業を立ち上げる団体への相談・支援活動や、移動送迎サービス利用者からの問い合わせにも、可能な限り対応していきたいと考えています。また私たちの“生きいきとした移動送迎支援活動のすそ野を拡げていく”ための「運転協力者認定講習」（修了者5,441名：2019年3月末現在）を、地域の移動送迎サービスの充実につなげていきたいと考えています。

各参加団体の皆さん方の、2018年度の温かいご協力に感謝すると共に、2019年度も変わらぬご協力と、ご支援のほどをよろしく願います次第です。

《 2019年度 関西STS連絡会・会費納入のお願い 》

関西STS連絡会加入団体・個人の皆様へ

※年会費：3,000円です。（郵便振替によるご入金をよろしく!!）

関西STS連絡会に未加入の皆様方へ

※団体・個人を問わず年会費：3,000円です。（「加入届」にも、ご記入してください!）

会費を入金済みの加入団体・個人の皆様方には、

※様々な情報の提供と、「運転協力者講習会」費用の割り引き措置をおこなっております。

郵便振替口座：「00950-9-160204 / 関西STS連絡会」

銀行振込の場合：ゆうちょ銀行 当座「099支店：0160204」

※すでにお支払いを済まされた場合は、いき違いです。申し訳ありません。

編集人：

編集人／NPO法人 日常生活支援ネットワーク 移動・送迎支援活動ニュース編集部

〒556-0012 大阪市浪速区敷津東3丁目6-10 TEL・FAX 06-4396-9189

発行人／関西障害者定期刊行物協会

〒543-0015 大阪市天王寺区真田山町2-2 東興ビル4F

定価／100円